

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うみえジビエフードシステム登録制度
実施要領の特別措置について

令和2年4月14日
フードイノベーション課

新型コロナウイルス感染症の急速な蔓延の影響や、三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」を受け、みえジビエフードシステム登録更新手続き、事務処理等に影響が生じることが予想されるため、登録制度実施要領第19に基づき、下記のとおり、特別措置を講じる。

記

1 登録有効期間（登録制度実施要領第9の4）

現行 : 登録した日から毎年4月30日までとする。

特別措置 : 登録した日から令和2年7月31日までとする（来年度以降は毎年4月30日）。

2 登録更新（登録制度実施要領第12）

現行 : 毎年4月15日までに実績報告書の提出と併せて登録継続の申請を行うものとする。

特別措置 : 令和2年6月30日までに実績報告書の提出と併せて登録継続の申請を行うものとする（来年度以降は毎年4月15日）。

3 実績報告書（登録制度実施要領第13）

現行 : 毎年4月15日までに、前年度における実績を知事へ報告しなければならない。

特別措置 : 令和2年6月30日までに、前年度における実績を知事へ報告しなければならない（来年度以降は毎年4月15日）。

以上